

令和8年第7回大山町教育委員会

招集年月日 令和8年6月26日（金） 午後1時30分

招集場所 名和公民館 第1会議室

出席委員

1番		森田 圭	2番		高見 法子	3番		兜山 洋美
4番		山本 健一						

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言（午後 時 分）

2. 議事日程

日程第 1 会議時間の決定 自 午後 時 分 至 午後 時 分

日程第 2 教育長報告

日程第 3 報告第 1 号 大山町立学校職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令について

日程第 4 報告第 2 号 議会の議決を経るべき事件の議案について
（令和8年度大山町一般会計補正予算（第3号）教育委員会所管の予算）

日程第 5 議案第 1 号 令和8年度教育施設等工事計画の策定について

3. その他

（1）大山小学校小規模特認校制度導入について【資料1】

4. 次回の開催日程 令和8年 7月 日（ ） 午 時 分

5. 閉会宣言（午後 時 分）

報 告 事 項

月 日	曜日	件 名
6 月 1 日	月	連絡調整会議、小規模特認校打ち合わせ、鳥取県社会教育協議会
2 日	火	地域教育連携会議、面談、令和7年度後期人事評価調整会
3 日	水	議会開会、社会教育課との打ち合わせ、立命館大学野田正人特任教授来局
4 日	木	答弁打ち合わせ、大山青年の家所長来局
5 日	金	社会教育課との打ち合わせ、答弁打ち合わせ、韓国襄陽郡歓迎式典、歓迎晩餐会
7 日	日	第68回西伯郡郡民スポーツ大会サッカーの部開会式、嘉手納町歓迎晩餐会
8 日	月	スクールガードリーダー委嘱状交付、小規模特認校打ち合わせ
9 日	火	協議、青少年育成大山町民会議総会
10 日	水	学校訪問(名和中学校)、島根大学教育学部吉田特任教授来局
11 日	木	学校訪問(中山小学校)、西部町村いじめ問題対策協議会
12 日	金	一般質問
15 日	月	一般質問
16 日	火	町長部局との定例協議
17 日	水	社会教育委員会協議会、給食試食会(中山中学校)、鳥取県人材開発課亀井課長来局、地区進出学習会開講式
18 日	木	学校訪問(中山中学校)、開札、イングリッシュスクール来局、西部地区人権同和教育総会
19 日	金	議会閉会、議会との懇親会及び歓迎会
22 日	月	学校訪問(名和小学校)
23 日	火	学校訪問(大山小学校)、連絡調整会議、管理職会議
24 日	水	鳥取県西部地区同和対策協議会
25 日	木	R8町村教育長会並びに研修会(三朝町)～26日
26 日	金	定例教育委員会、教育委員歓迎会

報告第 1 号

大山町立学校職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令について

大山町立学校職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令について、大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により、教育長が臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 2 6 日

大山町教育委員会教育長 坂下 裕一

大山町立学校職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令

大山町立学校職員の服務に関する規程（平成17年教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）を当該移動様式に対応する同表改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式に改める。

改正後	改正前
様式第13号（第21条関係） 別紙 改正後	様式第13号（第21条関係） 別紙 改正前

附 則

この訓令は、令和 8 年 6 月 19 日から施行する。

【参考】

○大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則

（委任）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（4） 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

（臨時代理）

第 3 条 教育長は前条各号に掲げる事務について緊急に処理する必要があると認める場合において、教育委員会を招集するいとまがないとき、又は教育委員会の会議が成立しないときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により前条各号に掲げる事務を臨時に代理したときは、次の教育委員会においてこれを報告しなければならない。

育 児 休 業 承 認 請 求 書

請求年月日 年 月 日 様 請求者 所 属 職 氏 名 下記のとおり 育 児 休 業 の 承 認 を請求します。 育児休業の期間の延長			
1 請 求 に 係 る 子		2 請求者以外の子の親	
氏 名		氏 名	
続 柄		子との同・別居	☐ 同居 ☐ 別居
生 年 月 日	年 月 日生	就 業 の 有 無	☐ 有 ☐ 無
3 請 求 の 内 容	☐ 育児休業の承認（次に掲げるものを除く。） ☐ 同一の子に係る3回目以降の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。） ☐ 育児休業の期間の最初の延長 ☐ 育児休業の期間の再度の延長 （同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）、育児休業の期間の再度の延長が必要な事情を記入）		
4 請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
5 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日から 年 月 日まで		
6 配 偶 者	氏 名		
	育児休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
7 備 考			

- (注) ① この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産婦が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか)を添付すること(写しでも可)。
- ② 子の出生前に請求する場合は、「4 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- ③ 備考欄には、(ア)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- ④ 該当する□にはレ印を記入すること。

育 児 休 業 承 認 請 求 書

請求年月日 年 月 日 様 請求者 所 属 職 氏 名 下記のとおり育児休業の承認を請求します。			
1 請 求 に 係 る 子		2 請求者以外の子の親	
氏 名		氏 名	
続 柄		子との同・別居	☐ 同居 ☐ 別居
生 年 月 日	年 月 日生	就 業 の 有 無	☐ 有 ☐ 無
3 請 求 の 内 容	☐ 育児休業 ☐ 育児休業期間の延長		
	☐ 再度の育児休業 ☐ 再度の育児休業期間の延長 (再度の育児休業又は再度の育児休業期間の延長が必要な事情を記入)		
4 請 求 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
5 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日から 年 月 日まで		
6 備 考			

- (注) ① この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産婦が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか)を添付すること(写しでも可)。
- ② 子の出生前に請求する場合は、「4 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- ③ 備考欄には、(ア)請求に係る子以外に1歳に満たない子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日等について記入する。
- ④ 該当する□にはレ印を記入すること。

報告第2号

議会の議決を経るべき事件の議案について

(令和8年度大山町一般会計補正予算(第3号) 教育委員会所管の予算)

令和8年第4回大山町議会定例会の補正予算について、大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月26日

大山町教育委員会教育長 坂下 裕一

【参考】

○大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則

(委任)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関すること。

(臨時代理)

第3条 教育長は前条各号に掲げる事務について緊急に処理する必要があると認める場合において、教育委員会を招集するいとまがないとき、又は教育委員会の会議が成立しないときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により前条各号に掲げる事務を臨時に代理したときは、次の教育委員会においてこれを報告しなければならない。

令和8年度大山町一般会計補正予算（第3号）の事業概要

担当課 幼児・学校教育課

●歳入 補正なし

●歳出

（単位：千円）

事業名	補正予算額 （補正後）	説 明
事務局費（一般）	204 (72,884)	旅費 204
学校管理費（事務局費） ※小学校費	2,998 (150,052)	中山小学校会議室エアコン更新工事 2,998

議案第 1 号

令和 8 年度教育施設等工事計画の策定について

令和 8 年度に実施する 1 件 1 0 0 万円以上の工事計画を策定することについて、承認を求める。

令和 8 年 6 月 2 6 日

大山町教育委員会教育長 坂下 裕一

【参考】

○大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則
(委任)

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(13) 1 件 1, 000, 000 円以上の工事の計画の策定に関すること。

議案第 1 号 資料

1 0 0 万円以上の工事計画について（令和 8 年度 教育委員会所管）

令和 8 年度教育施設等工事計画に次の事業を追加する。

15	事業名	中山小学校会議室エアコン更新工事
	事業概要	会議室のエアコンが故障したため、既設の天吊型の室内機 2 台と室外機 1 台を更新する。
	令和 8 年度 事業予算額	2, 998 千円
	うち、100万円以上 の工事請負費	2, 998 千円